

骨固定型補聴器(Baha[®]システム)の適応基準 (2023)

両側の聴覚障害があり、少なくとも一側耳の骨導聴力レベルが体外装置の薬事認可適応範囲である55dBHL 以内で、気導補聴器や骨導補聴器あるいは軟骨伝導補聴器の装用が困難か補聴効果が不十分な症例が適応となる。ただし、植込み部位の骨の厚みが 3mm に満たない例や骨質が不良な例には使用出来ないことに留意する。

対象となる中耳、外耳の病態として、①先天性および後天性外耳道閉鎖症、②外耳・中耳からの持続性耳漏、③適切な耳科手術にても聴力改善が望めない、ないしは得られなかった症例、④対側が聾あるいは高度難聴のため耳科手術による合併症のリスクを避けたい伝音あるいは混合難聴症例などがあり、かつ、上述の補聴器が装用困難、あるいは補聴効果が不十分な例とする。

注釈

1) 聴力改善を目的に施行される治療法として、鼓室形成術、アブミ骨手術、外耳道形成術、人工中耳手術などについて説明し、選択すべき治療法を十分に判断する時間的余裕をおいた上で最終的な決定を行う。

2) 気導補聴器が治療の選択肢となり、その使用経験がない場合は、まずその装用を薦め、フィッティングなど可能な限りの援助を行う。気導補聴器が使用出来ない場合には骨導補聴器や軟骨伝導補聴器についても同様の説明と援助を行う。

3) 本骨固定型補聴器使用には手術が必要であることから、手術の危険性、合併症、後遺症の可能性を十分に説明し、了解の上で慎重に適応を決定する。

4) メンテナンスの重要性(Baha[®]の接合子と皮膚の接触面の衛生状態を良好な状態に維持しなければならぬこと)を十分に説明し、実行できることを確認の上で最終的な決定を行う。

5) サウンドプロセッサは、Baha[®]ヘッドバンドシステムに取り付けることができる頭部装用式の補聴器として使用可能である。

6) 両側後迷路性難聴や中枢性聴覚障害を有する症例では、慎重に適応を決定する。

2023 年 5 月 10 日 日本耳科学会 承認